

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その18：スウェーデンへの不要不急な入国禁止の再延長決定)

令和2年5月14日

【ポイント】

- 5月14日、スウェーデン政府は、スウェーデンへの不要不急な入国の一時的禁止措置を6月15日まで延長することを決定しました。
- 感染拡大防止のために、引き続き公衆衛生庁からの勧告に従うように呼びかけられていますのでご注意ください。

【本文】

1 スウェーデン政府は、3月17日、EUでの合意に基づき第三国からスウェーデンへの不要不急な入国を一時的に禁止することを決定しました。その後、同措置は欧州委員会からの勧告に基づき5月15日まで延長されていましたが、今般、6月15日まで再度延長されることになりました。ただし、これまでと同様、スウェーデン国籍者や滞在許可保持者等は入国可能とされています。

<https://www.government.se/press-releases/2020/05/extension-of-temporary-entry-ban-to-the-eu-via-sweden-due-to-covid-19/>（プレスリリース：英語）

<https://www.government.se/articles/2020/04/faqs--entry-to-the-eu-via-sweden-banned/>（渡航制限に関するQ&A：英語）

2 公衆衛生庁は、感染拡大防止のために、引き続き、体調不良の場合は自宅に留まる、手を洗う、混雑を避ける等の勧告に従うように繰り返し呼びかけています。

スウェーデン公衆衛生庁：新型コロナウイルスに関するQ&A（英語）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/the-public-health-agency-of-sweden/communicable-disease-control/covid-19/>

3 日本へのご帰国を予定されている方は、フライト等が刻々と変更されていますので、各航空会社等から最新の情報をご確認ください。

また、日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html#Q4-1

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努め

てください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

HP：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>